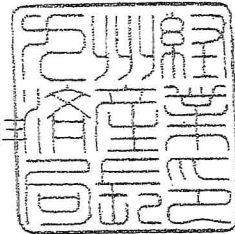


20200903公開九州第1号
令和2年9月10日

行政文書開示決定通知書

岩田屋フード株式会社
代表取締役 組坂 善昭 殿

九州経済産業局長 米田 健三



令和2年6月8日付けをもって別添写しのとおり受け付けた行政文書の開示請求に関し、令和2年8月6日付け20200608公開九州第1号をもって開示決定した残りの部分について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項及び第11条の規定に基づき、下記のとおり開示することと決定したので通知します。

記

1. 開示する行政文書の名称

設備ID：A776443H42（設備認定日：2013年3月27日）に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく認定申請書に添付されている土地の権利関係を証する書類のうち、下記のもの。

- (1) 宇久島メガソーラー・パーク土地利用に関する契約書（変更契約）（地上権及び賃借権）（個人等、宇久島みらい土地管理合同会社）（820件）
- (2) 宇久島メガソーラー・パーク土地利用に関する契約書（地上権及び賃借権）（個人等、みらい土地管理合同会社）（36件）

2. 不開示とした部分とその理由

- (1) 上記1. の行政文書中、個人の氏名、住所及び個人印影については、特定の個人を識別することができるものであり、法第5条第1号に該当するため、不開示とした。
- (2) 上記1. の行政文書中、法人等印及び法人等代表者印の印影については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
- (3) 上記1. の行政文書中、契約金額（賃料、地代）に係る情報については、事業採算性等本件事業経営に係る重要情報であり、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第2号イに該当するため、不開示とした。
- (4) 上記1. の行政文書中、地代振込先口座又は賃料振込先口座（金融機関本支店名、種類、口座番号、口座名）については、特定の個人を識別できる情報又は法人等の内部管理情報であり、公にすることにより、悪用されるおそれ等、個人の権利利益又は法人等の正当な利益を害するおそれがあり、法第5条第1号又は第2号イに該当するため、不開示とした。